

新 BEPS 研究会（第 4 回） 議事要旨

- 1：日時 令和 8 年 3 月 17 日（火）10:00～12:00
- 2：場所 財務省 第 1 特別会議室
- 3：議題 令和 8 年度税制改正（案）と国際的な議論の現状
- 4：出席者 別紙参照
- 5：議論の概要

冒頭、事務局（財務省主税局）より、令和 8 年度税制改正（案）及び国際的な議論の現状について報告を行った。その後、委員による意見交換等が行われた。

【委員による主な意見】

<令和 8 年度税制改正（案）について>

- ・ グローバル・ミニマム課税の見直し内容のうち、投資の促進に係る一定の税額控除等の取扱い変更については、国内法で定める適格な税額控除の範囲について国家間で解釈・運用が割れる可能性があり、統一的な運用を確保していくことが必要。
- ・ 日本は共存システムに移行するメリットが乏しく、グローバル・ミニマム課税を軸とした制度維持が重要。制度改正コストや国際的な議論の状況を考えると、現行路線の継続が合理的。
- ・ CFC 税制や外国組合員に対する課税の特例の改善は、企業の事務負担軽減に効果があると評価。他方で、現地企業からはグローバル・ミニマム課税の見直しに係る法案成立時期が見通せないといった不安の声も挙がっており、迅速かつ丁寧な情報提供が必要。
- ・ グローバル・ミニマム課税の見直し内容のうち、共存システムにおける Side-by-Side セーフハーバーの「15%未満となる実質的リスクがないこと」という適格要件の解釈について、マクロデータだけでは実態を十分に捉えられず、個社レベルでの行動変容を見落とす懸念があるため、2029 年までに行われるストックテイクに向けて注視していくことが必要。

<国際的な議論の現状について>

- ・ 2026 年 3 月に東京で開催された PCT（Platform for Collaboration on Tax：税に関する協働のためのプラットフォーム）（※）の「税と開発カンファレンス」は、日本が途上国支援と国際課税の橋渡し役として存在感を高める意義があるものと評価。
（※）IMF・OECD・国際連合・世界銀行から成る枠組み。途上国・新興国における強固な税制構築や国内資金動員向上のため、機関間の協働を行うもの。
- ・ DST(Digital Service Tax:デジタルサービス税)や SEP(Significant Economic Presence: PE 概念の拡張アプローチ)など、各国で既存の国際課税ルールと整合しない制度が存在しており、国際課税制度の安定化に向けて整理が必要。

- ・ AI時代の課税の在り方について、従来のデジタル課税の議論の前提となる事項が通用しなくなる可能性があり、AIに伴う経済構造の変容を踏まえた検討が必要。

(以上)

(注) 本研究会では、率直な意見交換を促進する観点から、議事録に代わって議事要旨を作成・公表することとしています。

(別紙)

出席者一覧

(委員)

岡村 忠生 京都大学 名誉教授 (座長)
増井 良啓 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 (座長代理)
秋元 秀仁 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 税務顧問
浅妻 章如 立教大学法学部 教授
魚住 康博 日本経済団体連合会 経済基盤本部長
佐藤 英明 慶應義塾大学法務研究科 教授
長戸 貴之 学習院大学法学部 教授
吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科 教授
渡辺 徹也 早稲田大学法学部 教授

(事務局)

財務省 藤井 大輔 主税局国際租税総括官
宇多村 哲也 主税局参事官
久永 拓馬 主税局参事官室主税企画官

(オブザーバー)

国税庁
経済産業省
金融庁